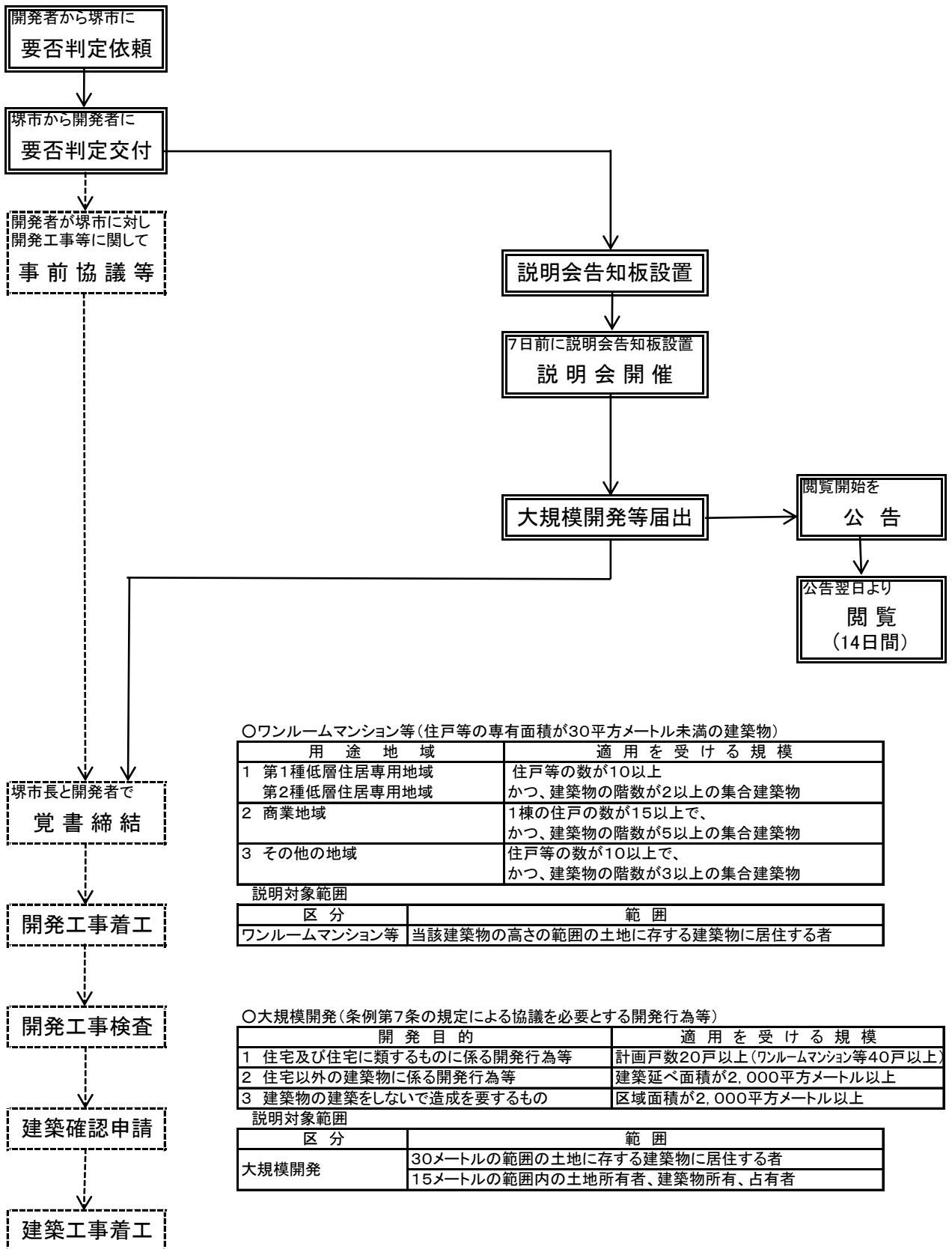


大規模開発等の建築工事着工にいたるまでの流れ



○ワンルームマンション等(住戸等の専有面積が30平方メートル未満の建築物)

用途地域	適用を受ける規模
1 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	住戸等の数が10以上 かつ、建築物の階数が2以上の集合建築物
2 商業地域	1棟の住戸の数が15以上で、 かつ、建築物の階数が5以上の集合建築物
3 その他の地域	住戸等の数が10以上で、 かつ、建築物の階数が3以上の集合建築物

説明対象範囲

区分	範囲
ワンルームマンション等	当該建築物の高さの範囲の土地に存する建築物に居住する者

○大規模開発(条例第7条の規定による協議を必要とする開発行為等)

開発目的	適用を受ける規模
1 住宅及び住宅に類するものに係る開発行為等	計画戸数20戸以上(ワンルームマンション等40戸以上)
2 住宅以外の建築物に係る開発行為等	建築延べ面積が2,000平方メートル以上
3 建築物の建築をしないで造成を要するもの	区域面積が2,000平方メートル以上

説明対象範囲

区分	範囲
大規模開発	30メートルの範囲の土地に存する建築物に居住する者
	15メートルの範囲内の土地所有者、建築物所有、占有者